

- ・ サービス利用料は採用決定者の理論年収の 30%とする。

ただし、消費税を別途支払うものとする。

- ・ 理論年収とは、「月額固定給×12 ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数」

をいうものとする。

月額固定給は、「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当」で算出する。

通勤交通費、時間外・休日・深夜労働等の変動する割増賃金は月額固定給に含まない。

ただし、割増賃金を固定で一律に支給する場合、一律に支給する金額は月額固定給に含む。

なお、年俸制の場合には、年俸額を理論年収とする。